

審査基準及び標準処理期間

所属名	水産課
内線番号	4992

No.	項目	内容
①	処分名	定款変更の認可(漁協、連合会、生産組合)
②	法令名	水産業協同組合法
③	法令番号	昭和23年法律第242号
④	根拠条項	第48条第2項(第86条第2項、第92条第3項)
⑤	処分権者	水産事務所長
⑥	法令の定め	第48条第2項 定款の変更(軽微な事項その他の農林水産省で定める事項に係るものを除く)は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合法 (昭和23年法律第242号) ・漁業協同組合模範定款例 (平成28年7月19日 28水漁第521号水産庁長官通知) ・漁協等向けの総合的な監督指針 (平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知)
⑧	経由機関名	(水産事務所)
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	((⑪合計期間) 2M
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	
⑬	備考	